

サーバー及びノート型パーソナルコンピューター  
機器賃貸借並びに保守業務契約書（案）

契約名称：サーバー及びノート型パーソナルコンピューター機器賃貸借並びに保守業務  
対象物件：別表記載のとおり  
賃貸借及び保守業務：2019年2月1日から2024年1月31日まで  
賃貸借及び保守料金：〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇〇〇〇円）

発注者 公益財団法人三重県体育協会（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によりサーバー及びノート型パーソナルコンピューター機器賃貸借並びに保守業務について契約し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第1条 乙は、別表記載のサーバー及びノート型パーソナルコンピューター機器（以下「機器類」という。）を賃貸借及び保守業務の期間（以下「契約期間」という。）甲に貸与するものとする。乙は、機器類が正常に動作し、甲が機器類を完全に使用できるよう、乙の負担において調整、修理または部品の交換等所要の保守を行うものとする。

（設置場所）

第2条 機器類は、次の場所に設置するものとする。

三重県鈴鹿市御薊町1669番地 公益財団法人三重県体育協会事務局内

（納入等経費の負担）

第3条 機器類の納入時の荷造り、運送、据付工事及びLAN配線等の納入及び機器類の設定他、機器類の保守業務に要する一切の費用並びに本契約の終了に伴う機器類の撤去等に要する費用は、乙の負担とする。

（機器類の納入）

第4条 乙は、機器類の納入に際して次項以下の作業を行い、納入した機器類が正常に動作することを保証すること。

- 2 機器類に必要なソフトウェアを賃貸借開始前にインストールのうえ、セットアップ調整を完了しておくこと。
- 3 機器類のLANとの接続に必要な作業を賃貸借開始前に完了しておくこと。
- 4 機器類に賃貸物件であることを示す標識を付すること。

(機器類の保守)

第5条 保守の対象は、乙が甲に貸与する機器類一式としソフトウェアを含むものとする。

- 2 保守を行う日時は、甲の業務日とする。ただし、緊急な対応が必要な場合はこの限りではない。
- 3 機器類の故障、機能停止等の異常が発生した場合は、乙は技術員等を派遣し、問題切り分け（原因箇所の特定）等の初期対応を行うものとする。
- 4 機器類が正常に動作しない原因がハードウェアである場合は、初期対応日の翌日から起算して3日以内に修復可能な場合は修復作業により対応するものとし、修復までに5日以上必要となる場合は機器の交換による修復を行うこと。また、原因がソフトウェアである場合は、再インストールや再設定などの修復作業を当該設置場所において速やかに行なうこと。
- 5 乙は、機器類が正常に動作しない場合、修復作業期間中に同等の機能を有する代替機器を設置するなど、問題の一時的回避措置が可能な場合には、甲の承認によりこれを行うことができるものとする。
- 6 機器類を交換する場合には、当該機器の記憶装置の内容を完全に消去し、機器類に保存されている設定情報及びソフトウェア、データ等が外部に流出しないよう措置しなければならない。
- 7 乙が保守を行う場合は、予め保守の日程を甲と調整し、甲の業務に影響を及ぼさない日程で行うものとする。また、甲は業務に支障がない範囲で保守業務に協力するものとする。
- 8 機器類の保守費用は、次の各号に定めるものを除き乙の負担とする。
  - (1) 甲の故意または重大な過失により生じた機器類の調整、修理または部品の交換等に要する費用
  - (2) 作業にあたり必要とする動力費等
- 9 乙は、本契約に基づいて行った保守作業について、乙の書式の書面により甲に報告書を提出するものとし、報告内容に疑義がある場合は誠意を持って対応するものとする。
- 10 インストール済みのソフトウェアにアップデートの必要が生じた場合は、甲がインストール作業を行うものとする。

(補給品)

第6条 機器類に使用する補給品は、乙の指定する規格に合致したものとする。

- 2 前項に規定する補給品以外の使用に起因する機器の事故については、乙はその責を免れるものとする。

(他の機器等の取付け及び移転)

第7条 甲は、次の各号に定める事項については、あらかじめ乙と協議を行うものとする。

- (1) 乙が貸与した機器類に他の機器を取付ける場合
- (2) ネットワークの機能に影響を及ぼすソフトウェアをインストールする場合

(2) 機器類を頭書記載の設置場所から移転する場合

2 前項の各号に定めるところに要する費用は、甲の負担とする。

(機器類の追加、変更)

第8条 甲は、甲の都合により機器類の追加若しくは変更の必要が生じた場合は、乙と協議のうえ変更契約を締結した後に追加もしくは変更を行うものとする。この場合、乙は第4条の規定により設置及び調整を行うものとする。

2 乙は、乙の都合により機器類の追加若しくは変更の必要が生じた場合は、甲と協議のうえ変更契約を締結した後に追加もしくは変更を行うものとする。この場合、乙は第4条の規定により設置及び調整を行うものとする。

3 第1号及び第2号の規定により契約金額または機器類の仕様を変更する場合には、変更契約を締結するものとする。

(機器類の撤去)

第9条 乙は、本契約の終了後は機器類を速やかに撤去するものとする。なお撤去及び搬出に係る一切の費用は乙の負担とする。

2 前項の撤去に際し、甲は、仕様書に追加して取付けた機器類がある場合は甲の費用負担により予めこれを取り外すものとする。

3 設置場所を現状復帰に要する費用は、甲の負担とする。

(賃借料及び保守料金の支払)

第10条 機器類の賃借料及び保守料金は頭書記載のとおりとし、各月毎の支払額は、〇〇〇〇円とする。なお、各月の支払合計額と各年度の賃借料及び保守料金の差が生じた場合は、各年度の最初の支払月で調整する。

2 乙は、当該月分の賃借料を翌月初めに書面により甲に請求し、甲は、当該請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

3 甲が、前項の期間内に賃借料及び保守料金の支払いが出来なかった場合は、「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律」(昭和24年法律第256号)第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙の行為が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由が無く、契約の履行を怠ったとき。

(2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。

(3) 乙の責めに帰すべき事由により、納期内または納期後相当の期間内に物件を納入する見込みがないと甲が認めたとき。

(4) 故意または過失により、甲に重大な損害を与えたとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員またはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号。以下この号において「条例」という。）第2号第1号に規定する暴力団及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
  - ロ 暴力団（条例及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号について同じ。）または暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用する等したと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団または暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (6) 第16条の規定に違反したとき。
- (7) その他民法上所定の解除事由があるとき。
- 2 乙は、前項第1号から第3号及び第5号から第7号に該当する事由により契約を解除されたときは、契約金額の10分の1に相当する違約金を甲に支払うものとする。
  - 3 第1項第4号の規定による契約解除の場合には、乙は甲に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は甲、乙協議して定める。
  - 4 乙が前項の違約金を甲の指定する期限までに納付しないときは、乙は、当該期間を経過した日から納付するまでの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に納付しなければならない。
  - 5 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
  - 6 甲は、前項の規定により契約を解除した場合で乙に損害を与えたときは、その損害を補

償するものとする。この場合の解約損害金は、契約書記載事項の賃貸借及び保守業務契約期間満了日までの賃貸借料及び保守料金の残存価額相当額を限度とする。

(善良なる管理者の義務)

第12条 甲は、機器類を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 甲は、本契約により乙から賃借を受ける機器類並びに保守業務の権利について、第三者に対しこれを譲渡し、機器類を貸与し、または担保の目的に供することはできないものとする。

3 乙は、機器類に対し動産総合保険を付することができるものとする。その場合、その保険料は乙が負担するものとし、保険者から甲に求訴が及ばないこととする。

4 乙は、甲の責に帰すことのできない事由により機器類が滅失又は毀損した場合、甲に対して損害賠償請求を行わないものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、甲が故意または重大な過失により機器類に損害を与えたときは、復旧に要する費用を甲に対して請求できるものとする。ただし、前条第3項に定める動産総合保険を付している場合は、その保険金で補填される額は損害賠償額から控除するものとする。

2 甲は、乙がその責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合、その損害の賠償を請求することができる。

(立入権)

第14条 乙は、装置等の納入、保守、管理及び引き取り等のため、甲の許可を得て装置の設置場所に立入ることができるものとする。

(個人情報保護)

第15条 乙は、本契約に基づく業務において個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱に関する特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密保持義務)

第16条 乙は、この契約の履行に関して知り得た業務上及び技術上の秘密を第三者に漏らすてはならない。また、本契約が終了した後も同様とする。

(乙への通知)

第17条 甲は次の各号の事由が生じたときは、遅滞なく乙に通知するものとする。

(1) 機器類について、乙の権利を侵害すると認められる事態が発生したとき、またはその恐れがあるとき。

(2) 装置等に盗難、毀損等の事故が発生したとき。

(債務不履行)

第18条 甲及び乙は、相手方がこの契約に定めた債務を履行しない場合は、相手方に催告を行う。なお、その期間内に履行が無いときは、書面による通知をもってこの契約を解除することができるものとする。

2 甲及び乙は、本契約に基づく債務を履行しないことにより相手方に損害を与えた場合は、前項による解約の有無に関わらず、当該債務不履行から生ずる通常の直接損害を賠償するものとする。

(疑義についての協議)

第19条 この契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲及び乙で協議し、円満に解決を図ることとする。

(管轄裁判所)

第20条 前条の協議によってもなお、本契約の履行につき紛争が円満に解決できない場合は、甲の住所を所管する地方裁判所を管轄裁判所として紛争を処理するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所又は所在地 三重県鈴鹿市御薊町 1669 番地  
氏名又は名称 公益財団法人三重県体育協会  
理事長 東地 隆司 ⑩

乙 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者名 ⑩